

広島県告示第三百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

郷五地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
東広島市		高屋町		郷				六四一番一		標柱一号、一〇号及び一一号	
								一一三六番一		標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号及び八号	
								六五一番二八		標柱九号	